



宮 崎 県 公 報

平成20年12月24日 (水曜日) 号外 第 68 号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
 小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

条 例

○宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例…………… (総合交通課) 2	正する条例…………… (人事課) 5
○宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を 改正する条例…………… (生活福祉課) 3	○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の 一部を改正する条例…………… (行政経営課) 6
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条 例…………… (人事課) 3	○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条 例…………… (財政課) 15
○職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改	○道路占用料徴収条例の一部を改正する条例…………… (道路保全課) 16
	○宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例…………… (病院局) 20
	○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条 例…………… (教育庁) 20

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例 (条例第37号)

1 制定の理由及び主な内容

高千穂鉄道(株)が所有していた鉄道施設のうち、沿線自治体が寄附を受けたものの撤去に要する費用に充てるため、宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◎ 宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 (条例第38号)

1 改正の理由及び主な内容

特定非営利活動促進法の改正に伴い、特定非営利活動法人の社員総会における議案に対する意思表示の手段に電磁的方法を追加するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第39号)

1 改正の理由及び主な内容

平成20年の人事委員会勧告等を踏まえ、職員の給与改定等を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◎ 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例 (条例第40号)

1 改正の理由及び主な内容

独立行政法人国際協力機構法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第41号)

1 改正の理由及び主な内容

日南市、北郷町及び南郷町が合併し新たな日南市が設置されることに伴い、関係規定の整備を行うとともに、水道法に基づく簡易専用水道施設への立入検査など知事の権限に属する事務の一部について、取扱いを希望する市町村に移譲するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成21年4月1日から施行することとしました。

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第42号）

1 改正の理由及び主な内容

政治資金規正法の改正に伴い、政治団体の収支報告書等の写しの交付に係る手数料の新設を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成21年1月1日から施行することとしました。

◎ 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（条例第43号）

1 改正の理由及び主な内容

地価下落等経済情勢の変化等を踏まえ、道路占用料の額の改定等を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）

1 改正の理由及び主な内容

産科医療補償制度の創設等に伴い、分娩料^{べん}の見直し等を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第45号）

1 改正の理由及び主な内容

平成20年の人事委員会勧告等を踏まえ、副校長等の新たな職の設置並びに義務教育等教員特別手当及び教員特殊業務手当の改定に伴い、給料表の改正や関係規定の整備等を行うこととしました。

2 施行期日等

副校長等の新たな職の設置による改正は平成21年4月1日から、義務教育等教員特別手当の改定による改正は平成21年1月1日から施行することとしました。また、教員特殊業務手当の改定による改正は、公布の日から施行し、平成20年10月1日から適用することとしました。

条 例

宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例をここに公布する。

平成20年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第37号

宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例

(設置)

第1条 高千穂鉄道株式会社が所有していた施設のうち、延岡市、高千穂町及び日之影町（以下「沿線自治体」という。）が寄附を受けたものの撤去（トンネル坑口の封鎖を含む。以下「不要施設の撤去」という。）に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、県及び沿線自治体が拠出する資金をもって積み立てる。

2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の管理に要する経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、沿線自治体が行う不要施設の撤去に要する費用に対する補助の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 1 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第38号

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮崎県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(役員の住所等を証する書面)</p> <p>第 2 条 [略]</p>	<p>(役員の住所等を証する書面)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p><u>(電磁的方法)</u></p> <p>第 2 条の 2 法第14条の 7 第 3 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって条例で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) <u>電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p>ア <u>送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p>イ <u>送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</u></p> <p>(2) <u>磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</u></p> <p>2 <u>前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第39号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第 5 条の 2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第 1 号及び第 2 号に掲げる職に係るものにおいて採用の日から35年以内、第 3 号に</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第 5 条の 2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第 1 号及び第 2 号に掲げる職に係るものにおいて採用の日から35年以内、第 3 号に</p>

掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用により欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額30万 6,900円

(2)・(3) [略]

2・3 [略]

(通勤手当)

第5条の9 [略]

2・3 [略]

4 前項の規定は、職員以外の地方公務員、国家公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者(以下「職員以外の地方公務員等」という。)であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、特急列車等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5～7 [略]

第8条の3 [略]

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3～6 [略]

掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用により欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額41万 900円

(2)・(3) [略]

2・3 [略]

(通勤手当)

第5条の9 [略]

2・3 [略]

4 前項の規定は、職員以外の地方公務員、国家公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者(以下「職員以外の地方公務員等」という。)であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、特急列車等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5～7 [略]

第8条の3 [略]

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条に規定する期間(当該一時差止処分を受けた者が職員の場合にあつては法第49条の3に規定する期間)が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3～6 [略]

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和31年宮崎県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(単身赴任手当)</p> <p>第5条の2 [略]</p> <p>2 職員以外の地方公務員、国家公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち管理者が定めるものに使用される者であつた者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、職員となつた直前の住居から職員となつた直後に勤務する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して管理者が定める職員に限る。)その他前項の規定による単身</p>	<p>(単身赴任手当)</p> <p>第5条の2 [略]</p> <p>2 職員以外の地方公務員、国家公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち管理者が定めるものに使用される者であつた者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、職員となつた直前の住居から職員となつた直後に勤務する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して管理者が定める職員に限る。)その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認めら</p>

赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

れるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和32年宮崎県条例第28号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(単身赴任手当)</p> <p>第 4 条の 6 [略]</p> <p>2 職員以外の地方公務員、国家公務員又は<u>公庫の予算及び決算に関する法律 (昭和26年法律第99号) 第 1 条に規定する公庫</u>その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち任命権者が定めるものに使用される者 (以下「職員以外の地方公務員等」という。) であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の任命権者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、職員となった直前の住居から職員となった直後に勤務する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して任命権者が定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員 (任用の事情等を考慮して任命権者が定める職員に限る。) その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p>	<p>(単身赴任手当)</p> <p>第 4 条の 6 [略]</p> <p>2 職員以外の地方公務員、国家公務員又は<u>沖縄振興開発金融公庫</u>その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち任命権者が定めるものに使用される者 (以下「職員以外の地方公務員等」という。) であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の任命権者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、職員となった直前の住居から職員となった直後に勤務する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して任命権者が定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員 (任用の事情等を考慮して任命権者が定める職員に限る。) その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p>

(病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 4 条 病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例 (平成18年宮崎県条例第22号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(単身赴任手当)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 職員以外の地方公務員、国家公務員又は<u>公庫の予算及び決算に関する法律 (昭和26年法律第99号) 第 1 条に規定する公庫</u>その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち管理者が定めるものに使用される者であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、職員となった直前の住居から職員となった直後に勤務する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員 (任用の事情等を考慮して管理者が定める職員に限る。) その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p>	<p>(単身赴任手当)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 職員以外の地方公務員、国家公務員又は<u>沖縄振興開発金融公庫</u>その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち管理者が定めるものに使用される者であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、職員となった直前の住居から職員となった直後に勤務する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員 (任用の事情等を考慮して管理者が定める職員に限る。) その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中職員の給与に関する条例第 5 条の 2 第 1 項第 1 号の改正規定は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第40号

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の自己啓発等休業に関する条例 (平成19年宮崎県条例第62号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(奉仕活動)</p> <p>第 5 条 法第26条の 5 第 1 項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。</p> <p>(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第 136号)第13条第 1 項第 3 号の規定により自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(奉仕活動)</p> <p>第 5 条 法第26条の 5 第 1 項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。</p> <p>(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第 136号)第13条第 1 項第 4 号の規定により自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)</p> <p>(2) [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第41号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 宮崎県における事務処理の特例に関する条例(平成11年宮崎県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市 町 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 の 5 地方自治法による次の事務 (1) 第 9 条の 5 第 1 項の規定による届出の受理に関すること。 (2) 第 9 条の 5 第 2 項の規定による告示に関すること。</td> <td>都城市、延岡市、日南市、北郷町、南郷町、三股町、川南町及び都農町</td> </tr> <tr> <td>1 の 6 地方自治法による次の事務 (1) 第 260 条第 1 項の規定による届出の受理に関すること。 (2) 第 260 条第 2 項の規定による告示に関すること。</td> <td>宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市、串間市、西都市、清武町、北郷町、南郷町、三股町、国富町、綾町、高鍋町、川南町及び都農町</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>18 の 4 母子保健法(昭和40年法律第 141号)第18条の規定による届出の受理に関する事務</td> <td>都城市、延岡市、日向市、清武町、南郷町、野尻町、国富町、綾町、都農町、門川町、諸</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町 村	[略]		1 の 5 地方自治法による次の事務 (1) 第 9 条の 5 第 1 項の規定による届出の受理に関すること。 (2) 第 9 条の 5 第 2 項の規定による告示に関すること。	都城市、延岡市、日南市、北郷町、南郷町、三股町、川南町及び都農町	1 の 6 地方自治法による次の事務 (1) 第 260 条第 1 項の規定による届出の受理に関すること。 (2) 第 260 条第 2 項の規定による告示に関すること。	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市、串間市、西都市、清武町、北郷町、南郷町、三股町、国富町、綾町、高鍋町、川南町及び都農町	[略]		18 の 4 母子保健法(昭和40年法律第 141号)第18条の規定による届出の受理に関する事務	都城市、延岡市、日向市、清武町、南郷町、野尻町、国富町、綾町、都農町、門川町、諸	<p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市 町 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 の 5 地方自治法による次の事務 (1) 第 9 条の 5 第 1 項の規定による届出の受理に関すること。 (2) 第 9 条の 5 第 2 項の規定による告示に関すること。</td> <td>都城市、延岡市、日南市、三股町、川南町及び都農町</td> </tr> <tr> <td>1 の 6 地方自治法による次の事務 (1) 第 260 条第 1 項の規定による届出の受理に関すること。 (2) 第 260 条第 2 項の規定による告示に関すること。</td> <td>宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市、串間市、西都市、清武町、三股町、国富町、綾町、高鍋町、川南町及び都農町</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>18 の 4 母子保健法(昭和40年法律第 141号)第18条の規定による届出の受理に関する事務</td> <td>都城市、延岡市、日南市、日向市、清武町、野尻町、国富町、綾町、都農町、門川町、諸</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町 村	[略]		1 の 5 地方自治法による次の事務 (1) 第 9 条の 5 第 1 項の規定による届出の受理に関すること。 (2) 第 9 条の 5 第 2 項の規定による告示に関すること。	都城市、延岡市、日南市、三股町、川南町及び都農町	1 の 6 地方自治法による次の事務 (1) 第 260 条第 1 項の規定による届出の受理に関すること。 (2) 第 260 条第 2 項の規定による告示に関すること。	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市、串間市、西都市、清武町、三股町、国富町、綾町、高鍋町、川南町及び都農町	[略]		18 の 4 母子保健法(昭和40年法律第 141号)第18条の規定による届出の受理に関する事務	都城市、延岡市、日南市、日向市、清武町、野尻町、国富町、綾町、都農町、門川町、諸
事 務	市 町 村																								
[略]																									
1 の 5 地方自治法による次の事務 (1) 第 9 条の 5 第 1 項の規定による届出の受理に関すること。 (2) 第 9 条の 5 第 2 項の規定による告示に関すること。	都城市、延岡市、日南市、北郷町、南郷町、三股町、川南町及び都農町																								
1 の 6 地方自治法による次の事務 (1) 第 260 条第 1 項の規定による届出の受理に関すること。 (2) 第 260 条第 2 項の規定による告示に関すること。	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市、串間市、西都市、清武町、北郷町、南郷町、三股町、国富町、綾町、高鍋町、川南町及び都農町																								
[略]																									
18 の 4 母子保健法(昭和40年法律第 141号)第18条の規定による届出の受理に関する事務	都城市、延岡市、日向市、清武町、南郷町、野尻町、国富町、綾町、都農町、門川町、諸																								
事 務	市 町 村																								
[略]																									
1 の 5 地方自治法による次の事務 (1) 第 9 条の 5 第 1 項の規定による届出の受理に関すること。 (2) 第 9 条の 5 第 2 項の規定による告示に関すること。	都城市、延岡市、日南市、三股町、川南町及び都農町																								
1 の 6 地方自治法による次の事務 (1) 第 260 条第 1 項の規定による届出の受理に関すること。 (2) 第 260 条第 2 項の規定による告示に関すること。	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市、串間市、西都市、清武町、三股町、国富町、綾町、高鍋町、川南町及び都農町																								
[略]																									
18 の 4 母子保健法(昭和40年法律第 141号)第18条の規定による届出の受理に関する事務	都城市、延岡市、日南市、日向市、清武町、野尻町、国富町、綾町、都農町、門川町、諸																								

	塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町		塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町
[略]		[略]	

第 2 条 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表 (第 2 条関係)		別表 (第 2 条関係)	
事	市町村	事	市町村
[略]		[略]	
1 の 4 火薬類取締法 (昭和 25 年法律第 149 号) による次の事務 (火薬類のうち煙火の消費に係るものに限る。)	宮崎市、都城市、延岡市、小林市、清武町、綾町、高鍋町、西米良村、木城町及び川南町	1 の 4 火薬類取締法 (昭和 25 年法律第 149 号) による次の事務 (火薬類のうち煙火の消費に係るものに限る。)	宮崎市、都城市、延岡市、小林市、 <u>えびの市</u> 、清武町、綾町、高鍋町、西米良村、木城町、 <u>川南町</u> 及 <u>び椎葉村</u>
(1) 第 25 条第 1 項の規定による許可に関する事		(1) 第 25 条第 1 項の規定による許可に関する事	
(2) 第 25 条第 3 項の規定による許可の取消しに関する事		(2) 第 25 条第 3 項の規定による許可の取消しに関する事	
(3) 第 43 条第 1 項の規定による立入検査等に関する事		(3) 第 43 条第 1 項の規定による立入検査等に関する事	
(4) 第 45 条の規定による緊急措置に関する事		(4) 第 45 条の規定による緊急措置に関する事	
(5) 第 46 条第 2 項の規定による報告の徴収に関する事		(5) 第 46 条第 2 項の規定による報告の徴収に関する事	
(6) 第 47 条の規定による指示に関する事		(6) 第 47 条の規定による指示に関する事	
(7) 第 52 条第 1 項の規定による意見の聴取に関する事		(7) 第 52 条第 1 項の規定による意見の聴取に関する事	
(8) 第 52 条第 2 項の規定による通報に関する事		(8) 第 52 条第 2 項の規定による通報に関する事	
1 の 5 地方自治法による次の事務	都城市、延岡市、日南市、三股町、川南町及び都農町	1 の 5 地方自治法による次の事務	都城市、延岡市、日南市、 <u>小林市</u> 、 <u>えびの市</u> 、三股町、 <u>高鍋町</u> 、 <u>木城町</u> 、川南町及び都農町
(1) 第 9 条の 5 第 1 項の規定による届出の受理に関する事		(1) 第 9 条の 5 第 1 項の規定による届出の受理に関する事	
(2) 第 9 条の 5 第 2 項の規定による告示に関する事		(2) 第 9 条の 5 第 2 項の規定による告示に関する事	
1 の 6 地方自治法による次の事務	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市、串間市、西都市、清武町、三股町、国富町、綾町、高鍋町、川南町及び都農町	1 の 6 地方自治法による次の事務	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、 <u>小林市</u> 、日向市、串間市、西都市、 <u>えびの市</u> 、清武町、三股町、国富町、綾町、高鍋町、 <u>木城町</u> 、
(1) 第 260 条第 1 項の規定による届出の受理に関する事		(1) 第 260 条第 1 項の規定による届出の受理に関する事	
(2) 第 260 条第 2 項の規定による告示に関する事		(2) 第 260 条第 2 項の規定による告示に関する事	

			川南町及び都農町
1 の 7 [略]		1 の 7 [略]	
1 の 8 [略]		1 の 8 <u>ガス事業法(昭和29年法律第51号)による次の事務(ガス用品の販売の事業を行う者に係るものに限る。)</u> (1) <u>第46条第1項の規定による報告の徴収に関すること。</u> (2) <u>第47条第1項の規定による立入検査に関すること。</u> (3) <u>第47条の2第1項の規定による提出の命令に関すること。</u>	都城市
1 の 9 [略]		1 の 9 [略]	
1 の 9 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)による次の事務及び宮崎県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年宮崎県条例第26号)による当該事務に係る事務(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。) (1) 第10条第1項の規定による認証に関すること。 (2) 第10条第2項(第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び縦覧に関すること。 (3) 第12条第3項(第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による通知に関すること。 (4) 第13条第2項(第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関すること。 (5) 第17条の3の規定による選任に関すること。 (6) 第17条の4の規定による選任に関すること。 (7) 第18条第3号の規定による報告の受理に関すること。 (8) 第23条第1項の規定による届出の受理に関すること。 (9) 第25条第3項の規定による認証に関すること。 (10) 第25条第6項の規定による届出の受理に関すること。 (11) 第29条第1項の規定による事業報告書等、役員名簿等及び定款等の受理に関すること。 (12) 第29条第2項の規定による事業報告書等若しくは役員名簿等又は定款等の閲覧に関すること。 (13) 第31条第2項の規定による認定に関すること。 (14) 第31条第4項の規定による届出の受理に関すること。 (15) 第31条の8の規定による届出の受理に関すること。	宮崎市、都城市、延岡市及び日南市	1 の 10 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)による次の事務及び宮崎県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年宮崎県条例第26号)による当該事務に係る事務(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。) (1) 第10条第1項の規定による認証に関すること。 (2) 第10条第2項(第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び縦覧に関すること。 (3) 第12条第3項(第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による通知に関すること。 (4) 第13条第2項(第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関すること。 (5) 第17条の3の規定による選任に関すること。 (6) 第17条の4の規定による選任に関すること。 (7) 第18条第3号の規定による報告の受理に関すること。 (8) 第23条第1項の規定による届出の受理に関すること。 (9) 第25条第3項の規定による認証に関すること。 (10) 第25条第6項の規定による届出の受理に関すること。 (11) 第29条第1項の規定による事業報告書等、役員名簿等及び定款等の受理に関すること。 (12) 第29条第2項の規定による事業報告書等若しくは役員名簿等又は定款等の閲覧に関すること。 (13) 第31条第2項の規定による認定に関すること。 (14) 第31条第4項の規定による届出の受理に関すること。 (15) 第31条の8の規定による届出の受理に関すること。	宮崎市、都城市、延岡市、日南市及び小林市

<p>(16) 第32条第2項の規定による認証に関すること。</p> <p>(17) 第32条の3の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(18) 第34条第3項の規定による認証に関すること。</p> <p>(19) 第41条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(20) 第41条第2項の規定による書面の提示及び交付に関すること。</p> <p>(21) 第42条の規定による改善命令に関すること。</p> <p>(22) 第43条第1項の規定による認証の取消しに関すること。</p> <p>(23) 第43条第2項の規定による認証の取消しに関すること。</p> <p>(24) 第43条第4項の規定による書面の交付に関すること。</p> <p>(25) 第43条の2(第12条の2において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取に関すること。</p> <p>(26) 第43条の3(第12条の2において準用する場合を含む。)の規定による意見の受理に関すること。</p>		<p>(16) 第32条第2項の規定による認証に関すること。</p> <p>(17) 第32条の3の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(18) 第34条第3項の規定による認証に関すること。</p> <p>(19) 第41条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(20) 第41条第2項の規定による書面の提示及び交付に関すること。</p> <p>(21) 第42条の規定による改善命令に関すること。</p> <p>(22) 第43条第1項の規定による認証の取消しに関すること。</p> <p>(23) 第43条第2項の規定による認証の取消しに関すること。</p> <p>(24) 第43条第4項の規定による書面の交付に関すること。</p> <p>(25) 第43条の2(第12条の2において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取に関すること。</p> <p>(26) 第43条の3(第12条の2において準用する場合を含む。)の規定による意見の受理に関すること。</p>	
<p>1の10 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)による次の事務</p> <p>(1) 第28条第1項の規定による通知に関すること。</p> <p>(2) 第29条第1項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(3) 第30条の規定による助言に関すること。</p> <p>(4) 第31条第1項の規定による意見の聴取及び勧告に関すること。</p> <p>(5) 第31条第2項において準用する第25条の規定による報告の徴収に関すること。</p> <p>(6) 第32条第1項の規定による協議を行う者の決定及び通知に関すること。</p> <p>(7) 第35条の規定による措置に関すること。</p> <p>(8) 第41条第1項の規定による立入検査及び質問((2)の事務に係るものに限る。)に関すること。</p>	日南市	<p>1の11 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)による次の事務</p> <p>(1) 第28条第1項の規定による通知に関すること。</p> <p>(2) 第29条第1項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(3) 第30条の規定による助言に関すること。</p> <p>(4) 第31条第1項の規定による意見の聴取及び勧告に関すること。</p> <p>(5) 第31条第2項において準用する第25条の規定による報告の徴収に関すること。</p> <p>(6) 第32条第1項の規定による協議を行う者の決定及び通知に関すること。</p> <p>(7) 第35条の規定による措置に関すること。</p> <p>(8) 第41条第1項の規定による立入検査及び質問((2)の事務に係るものに限る。)に関すること。</p>	日南市及びえびの市
[略]		[略]	
16 [略]		<p>16 [略]</p> <p>16の2 調理師法(昭和33年法律第147号)第5条の2第1項の規定による届出の受理に関する事務(就業地が右欄の市町村の区域内である者に係るものに限る。)</p> <p>16の3 調理師法施行令(昭和33年政令第303号)による次の事務</p> <p>(1) 第1条の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(2) 第11条第2項の規定による申請の受理</p>	宮崎市 宮崎市

		<p>に関すること。</p> <p>(3) 第12条第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(4) 第13条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(5) 第14条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(6) 第14条第4項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(7) 第15条第1項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(8) 第15条第2項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p>	
		<p>16の4 調理師法の施行のための規則による事務で別に規則で定めるもの</p>	宮崎市
		<p>16の5 製菓衛生師法施行令(昭和41年政令第387号)による次の事務</p> <p>(1) 第1条の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(2) 第3条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(3) 第4条第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(4) 第5条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(5) 第6条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(6) 第6条第4項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(7) 第7条第1項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(8) 第7条第2項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p>	宮崎市
		<p>16の6 製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)の施行のための規則による事務で別に規則で定めるもの</p>	宮崎市
		<p>16の7 ふぐ取扱条例(昭和33年宮崎県条例第29号)による次の事務</p> <p>(1) 第13条の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(2) 第15条第3項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p>	宮崎市
		<p>16の8 ふぐ取扱条例の施行のための規則で別に規則で定めるものの規定による申請等の受理に関する事務</p>	宮崎市
		[略]	
<p>18の2 水道法(昭和32年法律第177号)による次の事務</p> <p>(1) 第36条第3項の規定による必要な措置の指示に関すること。</p> <p>(2) 第37条の規定による給水停止命令((1)の事務に係るものに限る。)に関すること。</p> <p>(3) 第39条第3項の規定による報告の徴収</p>	<p>都城市、延岡市及び野尻町</p>	<p>18の2 水道法(昭和32年法律第177号)による次の事務</p> <p>(1) 第36条第3項の規定による必要な措置の指示に関すること。</p> <p>(2) 第37条の規定による給水停止命令((1)の事務に係るものに限る。)に関すること。</p> <p>(3) 第39条第3項の規定による報告の徴収</p>	<p>都城市、延岡市、日向市、えびの市、高原町、野尻町、国富町、木城町、門川町及び美郷</p>

及び立入検査に関すること。		及び立入検査に関すること。	町
[略]		[略]	
<p>23 土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）による次の事務（同法第 3 条第 1 項から第 4 項まで又は第 3 条の 3 の規定により個人施行者、土地区画整理組合、区画整理会社、市町村又は地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業（同法第98条第 1 項の規定による仮換地の指定以後のものに限る。）に係るものに限る。）</p> <p>(1) 第76条第 1 項の規定による建築行為等の許可に関すること。</p> <p>(2) 第76条第 2 項の規定による施行者の意見の聴取に関すること。</p> <p>(3) 第76条第 3 項の規定による期限その他必要な条件の附加に関すること。</p>	各市町村（ <u>都城市及び日向市を除く。</u> ）	<p>23 土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）による次の事務（同法第 3 条第 1 項から第 4 項まで又は第 3 条の 3 の規定により個人施行者、土地区画整理組合、区画整理会社、市町村又は地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業（同法第98条第 1 項の規定による仮換地の指定以後のものに限る。）に係るものに限る。）</p> <p>(1) 第76条第 1 項の規定による建築行為等の許可に関すること。</p> <p>(2) 第76条第 2 項の規定による施行者の意見の聴取に関すること。</p> <p>(3) 第76条第 3 項の規定による期限その他必要な条件の附加に関すること。</p>	各市町村（ <u>都城市、延岡市及び日向市を除く。</u> ）
<p>23の 2 土地区画整理法による次の事務（同法第 3 条第 1 項から第 4 項まで又は第 3 条の 3 の規定により個人施行者、土地区画整理組合、区画整理会社、市町村又は地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）</p> <p>(1) 第76条第 1 項の規定による建築行為等の許可に関すること。</p> <p>(2) 第76条第 2 項の規定による施行者の意見の聴取に関すること。</p> <p>(3) 第76条第 3 項の規定による期限その他必要な条件の附加に関すること。</p> <p>(4) 第76条第 4 項の規定による原状回復の命令又は移転若しくは除去の命令に関すること。</p> <p>(5) 第76条第 5 項の規定による措置及び公告に関すること。</p>	都城市及び日向市	<p>23の 2 土地区画整理法による次の事務（同法第 3 条第 1 項から第 4 項まで又は第 3 条の 3 の規定により個人施行者、土地区画整理組合、区画整理会社、市町村又は地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）</p> <p>(1) 第76条第 1 項の規定による建築行為等の許可に関すること。</p> <p>(2) 第76条第 2 項の規定による施行者の意見の聴取に関すること。</p> <p>(3) 第76条第 3 項の規定による期限その他必要な条件の附加に関すること。</p> <p>(4) 第76条第 4 項の規定による原状回復の命令又は移転若しくは除去の命令に関すること。</p> <p>(5) 第76条第 5 項の規定による措置及び公告に関すること。</p>	都城市、 <u>延岡市</u> 及び日向市
<p>24 土地区画整理法による次の事務（同法第 3 条第 1 項又は第 2 項の規定により個人施行者（市長が個人施行者となるものを除く。）又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業（1の市の区域に属し、施行面積が5ヘクタール未満のものに限る。）に係るものに限る。）</p> <p>(1) <u>第 4 条第 1 項の規定による個人施行の認可に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第 9 条第 3 項の規定による施行者の氏名等の公告及び国土交通大臣への図書の送付に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第10条第 1 項の規定による規程若しくは規約又は事業計画の変更の認可に関すること。</u></p> <p>(4) <u>第11条第 4 項の規定による規約の認可に関すること。</u></p> <p>(5) <u>第11条第 7 項の規定による施行者の変動の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(6) <u>第11条第 8 項の規定による公告に関すること。</u></p>	<u>延岡市及び日向市</u>		

- (7) 第13条第1項の規定による個人施行の廃止又は終了の認可に関すること。
- (8) 第13条第4項の規定による個人施行の廃止又は終了の認可の公告に関すること。
- (9) 第14条第1項の規定による組合設立の認可に関すること。
- (10) 第20条第1項(第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業計画の縦覧に関すること。
- (11) 第20条第2項(第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による意見書の受理に関すること。
- (12) 第20条第3項(第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による意見書の処理に関すること。
- (13) 第20条第5項(第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申告の受理、事業計画の縦覧並びに意見書の受理及び処理に関すること。
- (14) 第21条第3項の規定による組合の名称等の公告及び国土交通大臣への図書の送付に関すること。
- (15) 第29条第1項の規定による理事の氏名及び住所の届出の受理に関すること。
- (16) 第29条第2項の規定による理事の氏名及び住所の公告に関すること。
- (17) 第39条第1項の規定による定款又は事業計画の変更の認可に関すること。
- (18) 第39条第4項の規定による定款又は事業計画の変更に係る事項の公告及び国土交通大臣への図書の送付に関すること。
- (19) 第45条第2項の規定による解散の認可に関すること。
- (20) 第45条第5項の規定による組合設立の認可の取消し又は解散の認可の公告に関すること。
- (21) 第49条の規定による決算報告書の承認に関すること。
- (22) 第86条第1項の規定による換地計画の認可に関すること。
- (23) 第97条第1項の規定による換地計画の変更の認可に関すること。
- (24) 第103条第3項の規定による換地処分届出の受理に関すること。
- (25) 第103条第4項の規定による換地処分公告に関すること。
- (26) 第124条第1項の規定による個人施行者に対する検査及び措置命令に関すること。
- (27) 第124条第2項の規定による個人施行者の施行の認可の取消しに関すること。
- (28) 第124条第3項の規定による個人施行者の施行の認可の取消しの公告に関すること。

<p>(29) <u>第 125条第 1 項及び第 2 項の規定による組合に対する施行の検査に関すること。</u></p> <p>(30) <u>第 125条第 3 項の規定による組合に対する措置命令に関すること。</u></p> <p>(31) <u>第 125条第 4 項の規定による組合の設立の認可の取消しに関すること。</u></p> <p>(32) <u>第 125条第 5 項の規定による組合の総会若しくは総会の部会又は総代会の招集に関すること。</u></p> <p>(33) <u>第 125条第 6 項の規定による組合の理事若しくは監事又は総代の解任の投票に関すること。</u></p> <p>(34) <u>第 125条第 7 項の規定による組合の議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しに関すること。</u></p> <p>(35) <u>第 136条の規定による事業計画の審査の場合等における県農業会議等の意見の聴取に関すること。</u></p>			
<p>24の 2 土地区画整理法による次の事務（同法第 3 条第 1 項又は第 2 項の規定により個人施行者（市長が個人施行者となるものを除く。）又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業（1 の市の区域に属するものに限る。）に係るものに限る。）</p> <p>(1) 第 4 条第 1 項の規定による個人施行の認可に関すること。</p> <p>(2) 第 9 条第 3 項の規定による施行者の氏名等の公告及び国土交通大臣への図書の送付に関すること。</p> <p>(3) 第 10条第 1 項の規定による規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可に関すること。</p> <p>(4) 第 11条第 4 項の規定による規約の認可に関すること。</p> <p>(5) 第 11条第 7 項の規定による施行者の変動の届出の受理に関すること。</p> <p>(6) 第 11条第 8 項の規定による公告に関すること。</p> <p>(7) 第 13条第 1 項の規定による個人施行の廃止又は終了の認可に関すること。</p> <p>(8) 第 13条第 4 項の規定による個人施行の廃止又は終了の認可の公告に関すること。</p> <p>(9) 第 14条第 1 項の規定による組合設立の認可に関すること。</p> <p>(10) 第 20条第 1 項（第 39条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の縦覧に関すること。</p> <p>(11) 第 20条第 2 項（第 39条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理に関すること。</p> <p>(12) 第 20条第 3 項（第 39条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の処理に関すること。</p> <p>(13) 第 20条第 5 項（第 39条第 2 項において</p>	都城市	<p>24 土地区画整理法による次の事務（同法第 3 条第 1 項又は第 2 項の規定により個人施行者（市長が個人施行者となるものを除く。）又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業（1 の市の区域に属するものに限る。）に係るものに限る。）</p> <p>(1) 第 4 条第 1 項の規定による個人施行の認可に関すること。</p> <p>(2) 第 9 条第 3 項の規定による施行者の氏名等の公告及び国土交通大臣への図書の送付に関すること。</p> <p>(3) 第 10条第 1 項の規定による規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可に関すること。</p> <p>(4) 第 11条第 4 項の規定による規約の認可に関すること。</p> <p>(5) 第 11条第 7 項の規定による施行者の変動の届出の受理に関すること。</p> <p>(6) 第 11条第 8 項の規定による公告に関すること。</p> <p>(7) 第 13条第 1 項の規定による個人施行の廃止又は終了の認可に関すること。</p> <p>(8) 第 13条第 4 項の規定による個人施行の廃止又は終了の認可の公告に関すること。</p> <p>(9) 第 14条第 1 項の規定による組合設立の認可に関すること。</p> <p>(10) 第 20条第 1 項（第 39条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の縦覧に関すること。</p> <p>(11) 第 20条第 2 項（第 39条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理に関すること。</p> <p>(12) 第 20条第 3 項（第 39条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の処理に関すること。</p> <p>(13) 第 20条第 5 項（第 39条第 2 項において</p>	都城市、延岡市及び日向市

<p>準用する場合を含む。)の規定による申告の受理、事業計画の縦覧並びに意見書の受理及び処理に関すること。</p> <p>(14) 第21条第3項の規定による組合の名称等の公告及び国土交通大臣への図書の送付に関すること。</p> <p>(15) 第29条第1項の規定による理事の氏名及び住所の届出の受理に関すること。</p> <p>(16) 第29条第2項の規定による理事の氏名及び住所の公告に関すること。</p> <p>(17) 第39条第1項の規定による定款又は事業計画の変更の認可に関すること。</p> <p>(18) 第39条第4項の規定による定款又は事業計画の変更に係る事項の公告及び国土交通大臣への図書の送付に関すること。</p> <p>(19) 第45条第2項の規定による解散の認可に関すること。</p> <p>(20) 第45条第5項の規定による組合設立の認可の取消し又は解散の認可の公告に関すること。</p> <p>(21) 第49条の規定による決算報告書の承認に関すること。</p> <p>(22) 第86条第1項の規定による換地計画の認可に関すること。</p> <p>(23) 第97条第1項の規定による換地計画の変更の認可に関すること。</p> <p>(24) 第103条第3項の規定による換地処分の届出の受理に関すること。</p> <p>(25) 第103条第4項の規定による換地処分の公告に関すること。</p> <p>(26) 第124条第1項の規定による個人施行者に対する検査及び措置命令に関すること。</p> <p>(27) 第124条第2項の規定による個人施行者の施行の認可の取消しに関すること。</p> <p>(28) 第124条第3項の規定による個人施行者の施行の認可の取消しの公告に関すること。</p> <p>(29) 第125条第1項及び第2項の規定による組合に対する施行の検査に関すること。</p> <p>(30) 第125条第3項の規定による組合に対する措置命令に関すること。</p> <p>(31) 第125条第4項の規定による組合の設立の認可の取消しに関すること。</p> <p>(32) 第125条第5項の規定による組合の総会若しくは総会の部会又は総代会の招集に関すること。</p> <p>(33) 第125条第6項の規定による組合の理事若しくは監事又は総代の解任の投票に関すること。</p> <p>(34) 第125条第7項の規定による組合の議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しに関すること。</p> <p>(35) 第136条の規定による事業計画の審査</p>		<p>準用する場合を含む。)の規定による申告の受理、事業計画の縦覧並びに意見書の受理及び処理に関すること。</p> <p>(14) 第21条第3項の規定による組合の名称等の公告及び国土交通大臣への図書の送付に関すること。</p> <p>(15) 第29条第1項の規定による理事の氏名及び住所の届出の受理に関すること。</p> <p>(16) 第29条第2項の規定による理事の氏名及び住所の公告に関すること。</p> <p>(17) 第39条第1項の規定による定款又は事業計画の変更の認可に関すること。</p> <p>(18) 第39条第4項の規定による定款又は事業計画の変更に係る事項の公告及び国土交通大臣への図書の送付に関すること。</p> <p>(19) 第45条第2項の規定による解散の認可に関すること。</p> <p>(20) 第45条第5項の規定による組合設立の認可の取消し又は解散の認可の公告に関すること。</p> <p>(21) 第49条の規定による決算報告書の承認に関すること。</p> <p>(22) 第86条第1項の規定による換地計画の認可に関すること。</p> <p>(23) 第97条第1項の規定による換地計画の変更の認可に関すること。</p> <p>(24) 第103条第3項の規定による換地処分の届出の受理に関すること。</p> <p>(25) 第103条第4項の規定による換地処分の公告に関すること。</p> <p>(26) 第124条第1項の規定による個人施行者に対する検査及び措置命令に関すること。</p> <p>(27) 第124条第2項の規定による個人施行者の施行の認可の取消しに関すること。</p> <p>(28) 第124条第3項の規定による個人施行者の施行の認可の取消しの公告に関すること。</p> <p>(29) 第125条第1項及び第2項の規定による組合に対する施行の検査に関すること。</p> <p>(30) 第125条第3項の規定による組合に対する措置命令に関すること。</p> <p>(31) 第125条第4項の規定による組合の設立の認可の取消しに関すること。</p> <p>(32) 第125条第5項の規定による組合の総会若しくは総会の部会又は総代会の招集に関すること。</p> <p>(33) 第125条第6項の規定による組合の理事若しくは監事又は総代の解任の投票に関すること。</p> <p>(34) 第125条第7項の規定による組合の議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しに関すること。</p> <p>(35) 第136条の規定による事業計画の審査</p>
---	--	---

<p>の場合等における県農業会議等の意見の聴取に関すること。</p>		<p>の場合等における県農業会議等の意見の聴取に関すること。</p>	
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>28 都市計画法 (昭和43年法律第 100号) による次の事務 (1)～(15) [略] (16) 第42条第 2 項の規定による国の機関との協議に関すること。 (17)～(24) [略] (25) 第80条第 1 項の規定による報告等 ((1)、(5)、(11)、(14)、(15)、(17)及び(23)の事務に係るものに限る。) に関すること。 (26) 第81条第 1 項の規定による監督処分 ((1)、(5)、(11)、(14)、(15)、(17)及び(23)の事務に係るものに限る。) に関すること。 (27) 第81条第 2 項の規定による措置及び公告 ((1)、(5)、(11)、(14)、(15)、(17)及び(23)の事務に係るものに限る。) に関すること。 (28) 第81条第 3 項の規定による公示 ((1)、(5)、(11)、(14)、(15)、(17)及び(23)の事務に係るものに限る。) に関すること。 (29) 第82条第 1 項の規定による立入検査 ((1)、(5)、(11)、(14)、(15)、(17)及び(23)の事務に係るものに限る。) に関すること。</p>	<p>都城市、延岡市及び日向市</p>	<p>28 都市計画法 (昭和43年法律第 100号) による次の事務 (1)～(15) [略] (16) 第42条第 2 項 (第65条第 3 項において準用する場合を含む。) の規定による国の機関との協議に関すること。 (17)～(24) [略] (25) 第65条第 1 項の規定による許可に関すること。 (26) 第65条第 2 項の規定による意見の聴取に関すること。 (27) 第80条第 1 項の規定による報告等 ((1)、(5)、(11)、(14)、(15)、(17)、(23)及び(25)の事務に係るものに限る。) に関すること。 (28) 第81条第 1 項の規定による監督処分 ((1)、(5)、(11)、(14)、(15)、(17)、(23)及び(25)の事務に係るものに限る。) に関すること。 (29) 第81条第 2 項の規定による措置及び公告 ((1)、(5)、(11)、(14)、(15)、(17)、(23)及び(25)の事務に係るものに限る。) に関すること。 (30) 第81条第 3 項の規定による公示 ((1)、(5)、(11)、(14)、(15)、(17)、(23)及び(25)の事務に係るものに限る。) に関すること。 (31) 第82条第 1 項の規定による立入検査 ((1)、(5)、(11)、(14)、(15)、(17)、(23)及び(25)の事務に係るものに限る。) に関すること。</p>	<p>都城市、延岡市及び日向市</p>
<p>29 都市計画法による次の事務 (1)～(4) [略] (5) 第65条第 1 項の規定による許可に関すること。 (6) 第65条第 2 項の規定による意見の聴取に関すること。 (7)～(11) [略] [略]</p>	<p>延岡市及び日向市</p>	<p>29 都市計画法による次の事務 (1)～(4) [略] (5)～(9) [略] [略]</p>	<p>延岡市及び日向市</p>

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成21年 3 月30日から、第 2 条の規定は同年 4 月 1 日から施行する。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第42号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例 (平成12年宮崎県条例第 9 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																					
<p>(手数料)</p> <p>第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第 2 項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) <u>行政書士法（昭和26年法律第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づく行政書士試験の施行 行政書士試験手数料</u></p> <p>(4)～(453) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第 1 項第 3 号、第 31 号、第 37 号、第 50 号、第 70 号、第 79 号、第 143 号、第 144 号の 6、第 144 号の 7、第 145 号、第 292 号、第 429 号、第 436 号及び第 452 号の 2 に掲げる事務をそれぞれ別表第 3 の中欄に掲げる法律の規定により同表の右欄に掲げる者（以下この項及び次項において「指定試験機関等」という。）に行わせることとした場合において、指定試験機関等が行う当該各号に規定する試験又は審査を受けようとする者は、当該各号に掲げる手数料を当該指定試験機関等に納めなければならない。</p> <p>5 [略]</p> <p>別表第 2（第 3 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>手数料</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>削除</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>行政書士試験手数料</td> <td>1 件につき</td> <td>7,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	手数料	区 分	単 位	金 額	備考	[略]					2	削除				3	行政書士試験手数料	1 件につき	7,000 円		[略]					<p>(手数料)</p> <p>第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第 2 項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>行政書士法（昭和26年法律第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づく行政書士試験の施行 行政書士試験手数料</u></p> <p>(3) <u>政治資金規正法（昭和23年法律第 194 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づく同法第 12 条第 1 項若しくは第 17 条第 1 項の規定による報告書、同法第 14 条第 1 項（同法第 17 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による書面又は同法第 19 条の 14 の規定による政治資金監査報告書の写しの交付 政治団体の収支報告書等の写しの交付手数料</u></p> <p>(4)～(453) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第 1 項第 2 号、第 31 号、第 37 号、第 50 号、第 70 号、第 79 号、第 143 号、第 144 号の 6、第 144 号の 7、第 145 号、第 292 号、第 429 号、第 436 号及び第 452 号の 2 に掲げる事務をそれぞれ別表第 3 の中欄に掲げる法律の規定により同表の右欄に掲げる者（以下この項及び次項において「指定試験機関等」という。）に行わせることとした場合において、指定試験機関等が行う当該各号に規定する試験又は審査を受けようとする者は、当該各号に掲げる手数料を当該指定試験機関等に納めなければならない。</p> <p>5 [略]</p> <p>別表第 2（第 3 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>手数料</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>行政書士試験手数料</td> <td>1 件につき</td> <td>7,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td rowspan="2">政治団体の収支報告書等の写しの交付手数料</td> <td>複写機により用紙に複写したものの交付</td> <td>1 枚につき</td> <td>10 円</td> </tr> <tr> <td>スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（CD-R 700 メガバイト）に複写したものの交付</td> <td>1 枚につき</td> <td>100 円に当該収支報告書等の写し 1 枚ごとに 10 円を加えた額</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	手数料	区 分	単 位	金 額	備考	[略]					2	行政書士試験手数料	1 件につき	7,000 円		3	政治団体の収支報告書等の写しの交付手数料	複写機により用紙に複写したものの交付	1 枚につき	10 円	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（CD-R 700 メガバイト）に複写したものの交付	1 枚につき	100 円に当該収支報告書等の写し 1 枚ごとに 10 円を加えた額	[略]				
手数料	区 分	単 位	金 額	備考																																																		
[略]																																																						
2	削除																																																					
3	行政書士試験手数料	1 件につき	7,000 円																																																			
[略]																																																						
手数料	区 分	単 位	金 額	備考																																																		
[略]																																																						
2	行政書士試験手数料	1 件につき	7,000 円																																																			
3	政治団体の収支報告書等の写しの交付手数料	複写機により用紙に複写したものの交付	1 枚につき	10 円																																																		
		スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（CD-R 700 メガバイト）に複写したものの交付	1 枚につき	100 円に当該収支報告書等の写し 1 枚ごとに 10 円を加えた額																																																		
[略]																																																						

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第43号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例（昭和43年宮崎県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後						
(占用料の減免) 第4条 知事は、道路の占用が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、占用料の一部又は全部を免除することができる。					(占用料の減免) 第4条 知事は、道路の占用が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、占用料の一部又は全部を免除することができる。						
(1)～(8) [略]					(1) <u>建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項に規定する区域内に存する道路の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもののために占用するとき。</u>						
(2)～(9) [略]					(2)～(9) [略]						
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)						
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	単 位	占 用 料		法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	単 位	占 用 料			
			所 在 地					所 在 地			
			市	町村				市	町村		
	第1種電柱	1本につき	<u>1,000</u>	<u>820</u>		第1種電柱	1本につき	<u>690</u>	<u>630</u>		
	第2種電柱	1年	<u>1,600</u>	<u>1,300</u>		第2種電柱	1年	<u>1,100</u>	<u>970</u>		
	第3種電柱		<u>2,100</u>	<u>1,700</u>		第3種電柱		<u>1,400</u>	<u>1,300</u>		
	第1種電話柱		<u>910</u>	<u>740</u>		第1種電話柱		<u>620</u>	<u>560</u>		
	第2種電話柱		<u>1,500</u>	<u>1,200</u>		第2種電話柱		<u>990</u>	<u>900</u>		
	第3種電話柱		<u>2,000</u>	<u>1,700</u>		第3種電話柱		<u>1,400</u>	<u>1,200</u>		
	その他の柱類		<u>70</u>	<u>57</u>		その他の柱類		<u>62</u>	<u>56</u>		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	<u>9</u>	<u>8</u>		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	<u>6</u>	<u>6</u>		
	地下電線その他地下に設ける線類	1年	<u>5</u>	<u>4</u>		地下電線その他地下に設ける線類	1年	<u>4</u>	<u>3</u>		
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	<u>690</u>	<u>560</u>		路上に設ける変圧器	1個につき 1年	<u>600</u>	<u>550</u>		
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>470</u>	<u>380</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>370</u>	<u>340</u>		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	<u>1,400</u>	1,100		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	<u>1,200</u>	1,100		
	郵便差出箱		<u>590</u>	<u>480</u>		郵便差出箱		<u>520</u>	<u>470</u>		
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>3,900</u>	<u>1,100</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,600</u>	<u>980</u>		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,400</u>	1,100		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,200</u>	1,100		
	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>47</u>	<u>38</u>		法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>26</u>	<u>24</u>
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>70</u>	<u>57</u>			外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1年	<u>37</u>	<u>34</u>
										<u>56</u>	<u>51</u>

	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		<u>93</u>	<u>76</u>		外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		<u>74</u>	<u>67</u>	
	外径が 0.2メートル以上 0.4メートル未満のもの		<u>190</u>	<u>150</u>		外径が 0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		<u>110</u>	<u>100</u>	
	外径が 0.4メートル以上 1メートル未満のもの		<u>470</u>	<u>380</u>		外径が 0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		<u>150</u>	<u>130</u>	
	外径が 1メートル以上のもの		<u>930</u>	<u>760</u>		外径が 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		<u>260</u>	<u>240</u>	
						外径が 0.7メートル以上 1メートル未満のもの		<u>370</u>	<u>340</u>	
						外径が 1メートル以上のもの		<u>740</u>	<u>670</u>	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル	<u>1,400</u>	1,100	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル	<u>1,200</u>	1,100	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに <u>0.003</u> を乗じて得た額		地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額			
		階数が2のもの	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額			
	上空に設ける通路		<u>2,600</u>	<u>760</u>	上空に設ける通路		<u>800</u>	<u>490</u>		
	地下に設ける通路		<u>1,300</u>	<u>380</u>	地下に設ける通路		<u>480</u>	<u>290</u>		
その他のもの		<u>1,400</u>	1,100	その他のもの		<u>1,200</u>	1,100			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>39</u>	<u>11</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>16</u>	<u>10</u>	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>390</u>	<u>110</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>160</u>	<u>98</u>	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>390</u>	<u>110</u>	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>160</u>	<u>98</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>3,900</u>	<u>1,100</u>		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,600</u>	<u>980</u>
	標識		1本につき1年	<u>1,100</u>	<u>910</u>	標識		1本につき1年	<u>990</u>	<u>900</u>
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>39</u>	<u>11</u>	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>16</u>	<u>10</u>
		その他のもの	1本につき	<u>390</u>	<u>110</u>		その他のもの	1本につき	<u>160</u>	<u>98</u>

		もの	1月					もの	1月			
	幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	39	11			幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他 <u>の催し</u> に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	16	10
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	390	110				その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	160	98
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,900	1,100			アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,600	980
		その他のもの		1,900	570				その他のもの		800	490
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	390	110			令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	160	98
	令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			140	110			令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			120	110
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額			建築物		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額							
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額							
		階数が4以上のもの		Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額							
	その他のもの	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額			その他のもの	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額				
	令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額			その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		
令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所	上空、トンネルの上又は自動車専用道路(高架のもの)	階数が1のもの		Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額			令第7条第11号に掲げる休憩所、給油所	上空、トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額							

及び自動車修理所	に限る。)の路面 下に設けるもの	階数が3 のもの	乗じて 得た額	乗じて 得た額	及び自動車修理所				
			Aに0 .011を 乗じて 得た額	Aに0 .015を 乗じて 得た額					
		階数が4 以上のもの	乗じて 得た額	乗じて 得た額					
	その他のもの		Aに0.018を乗じて得た額		その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額	
備考 1～6 [略] 7 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所又は自動車修理所について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。 8・9 [略]					備考 1～6 [略] 7 Aは、近傍類似の土地（令第7条第11号に掲げる休憩所、給油所又は自動車修理所について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。 8・9 [略]				

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第44号

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年宮崎県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）		
料 金 等	単 位	金 額	料 金 等	単 位	金 額
[略]			[略]		
3 分娩料	1児につき	13万円を超えない範囲内において管理者が定める額	3 分娩料	1児につき	18万円を超えない範囲内において管理者が定める額
[略]			[略]		
6 第1号から第5号までに掲げるもののほか、病院を利用する場合の料金等	1件につき	療養費用算定方法若しくは医療費用算定基準又は実費を基準として管理者が定める額	6 第1号から第5号までに掲げるもののほか、病院を利用する場合の料金等	1件につき	診療報酬算定方法又は実費を基準として管理者が定める額
[略]			[略]		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第45号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定時制通信教育手当)</p> <p>第 6 条の 3 高等学校で定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。)及び教員(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び再任用短時間勤務職員に限る。)及び実習助手(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法施行令(昭和29年政令第 312号)第 1 条各号に定める者に限る。)に限る。)には、その者の給料月額に 100分の 6(管理職手当を受ける者にあつては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、100分の 4 を超えない範囲内において人事委員会規則で定める割合)を乗じて得た額を定時制通信教育手当として支給する。ただし、当該教員(管理職手当を受ける者を除く。)のうち、夜間定時制の課程に勤務することを本務としないものにあつては、その額は、その者の給料月額に 100分の 3 を乗じて得た額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(産業教育手当)</p> <p>第 6 条の 4 農業、水産又は工業に関する課程を置く県立の高等学校の教員(教頭、教諭、助教諭及び講師(常時勤務の者及び再任用短時間勤務職員に限る。))をいう。)で、高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和24年法律第 147号)附則第 2 項の規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業又は工業実習を担当する教諭の職にあることができる者を含む。)が、当該農業、水産又は工業に関する課程において、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任する場合には、その者に対し、その者の給料月額に 100分の 5(定時制通信教育手当を受ける者にあつては、100分の 3)を乗じて得た額を産業教育手当として支給する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第 8 条の 6 [略]</p> <p>2 前項において、「教育職員」とは、校長、教頭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものをいう。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(定時制通信教育手当)</p> <p>第 6 条の 3 高等学校で定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。)、<u>副校長(本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる者に限る。)</u>及び教員(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭、<u>本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理し、又は本務として定時制教育若しくは通信教育に従事する主幹教諭</u>並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び再任用短時間勤務職員に限る。))及び実習助手(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法施行令(昭和29年政令第 312号)第 1 条各号に定める者に限る。)に限る。)には、その者の給料月額に 100分の 6(管理職手当を受ける者にあつては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、100分の 4 を超えない範囲内において人事委員会規則で定める割合)を乗じて得た額を定時制通信教育手当として支給する。ただし、当該教員(管理職手当を受ける者を除く。)のうち、夜間定時制の課程に勤務することを本務としないものにあつては、その額は、その者の給料月額に 100分の 3 を乗じて得た額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(産業教育手当)</p> <p>第 6 条の 4 農業、水産又は工業に関する課程を置く県立の高等学校の教員(<u>副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭</u>、教諭、助教諭及び講師(常時勤務の者及び再任用短時間勤務職員に限る。))をいう。)で、高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和24年法律第 147号)附則第 2 項の規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業又は工業実習を担当する<u>主幹教諭、指導教諭又は教諭</u>の職にあることができる者を含む。)が、当該農業、水産又は工業に関する課程において、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任する場合には、その者に対し、その者の給料月額に 100分の 5(定時制通信教育手当を受ける者にあつては、100分の 3)を乗じて得た額を産業教育手当として支給する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第 8 条の 6 [略]</p> <p>2 前項において、「教育職員」とは、校長、<u>副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭</u>、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものをいう。</p> <p>3 [略]</p>

別表第 3 イを次のように改める。

イ 教育職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	331,500	424,900
	2	150,300	194,500	256,900	333,800	426,800
	3	151,800	196,200	259,700	336,100	428,700
	4	153,300	197,900	262,500	338,400	430,600
	5	154,900	199,700	265,300	340,700	432,500
	6	156,800	201,400	268,000	343,000	434,400
	7	158,600	203,100	270,700	345,300	436,300
	8	160,400	204,800	273,400	347,600	438,200
	9	162,200	206,600	276,100	349,800	440,000
	10	164,300	208,500	278,800	352,000	441,900
	11	166,300	210,400	281,500	354,200	443,800
	12	168,300	212,300	284,200	356,400	445,700
	13	170,300	214,000	286,900	358,600	447,500
	14	172,500	216,000	289,600	360,700	449,400
	15	174,700	218,000	292,300	362,800	451,300
	16	176,900	220,000	295,000	364,900	453,200
	17	179,200	221,900	297,700	366,900	455,000
	18	181,800	224,600	300,400	368,900	456,900
	19	184,300	227,300	303,100	370,900	458,800
	20	186,800	230,000	305,800	372,900	460,700
	21	189,300	232,800	308,500	375,000	462,500
	22	191,000	235,700	311,200	377,000	464,400
	23	192,700	238,600	313,900	379,000	466,300
	24	194,400	241,500	316,600	381,000	468,200
	25	195,900	244,300	319,300	382,900	470,000
	26	197,600	247,100	321,700	384,900	471,700
	27	199,300	249,900	324,100	386,900	473,400
	28	201,000	252,700	326,500	388,900	475,100
	29	202,500	255,500	328,900	390,800	476,900
	30	204,200	258,100	331,100	392,800	478,600
	31	205,900	260,700	333,300	394,800	480,300
	32	207,600	263,300	335,500	396,800	482,000
	33	209,200	265,900	337,700	398,700	483,700
	34	211,000	268,500	339,900	400,500	484,700
	35	212,800	271,100	342,100	402,300	485,700
	36	214,600	273,700	344,300	404,100	486,700
	37	216,300	276,300	346,500	405,700	487,800
	38	218,100	278,900	348,700	407,300	
	39	219,900	281,500	350,900	408,900	
	40	221,700	284,100	353,100	410,500	
	41	223,600	286,600	355,300	412,200	
	42	225,400	289,200	357,400	413,800	
	43	227,200	291,700	359,500	415,400	
	44	229,000	294,200	361,600	417,000	

45	230,900	296,500	363,700	418,700
46	232,600	299,200	365,800	420,300
47	234,300	301,900	367,900	421,900
48	236,000	304,600	370,000	423,500
49	237,600	307,100	372,100	425,200
50	239,300	309,600	374,100	426,800
51	241,000	312,100	376,100	428,400
52	242,700	314,600	378,100	430,000
53	244,300	317,000	380,100	431,700
54	246,000	319,200	381,900	433,300
55	247,700	321,400	383,700	434,900
56	249,400	323,600	385,500	436,500
57	251,000	325,900	387,300	438,200
58	252,600	328,100	389,000	439,800
59	254,200	330,300	390,700	441,400
60	255,800	332,500	392,400	443,000
61	257,400	334,700	394,100	444,700
62	259,000	336,900	395,600	446,300
63	260,600	339,100	397,100	447,900
64	262,100	341,300	398,600	449,500
65	263,600	343,500	400,100	451,200
66	265,300	345,700	401,600	452,800
67	267,000	347,900	403,100	454,400
68	268,700	350,100	404,600	456,000
69	270,200	352,100	406,100	457,600
70	271,700	354,200	407,500	459,200
71	273,200	356,300	408,900	460,800
72	274,700	358,400	410,300	462,400
73	276,000	360,400	411,700	463,900
74	277,400	362,400	413,100	464,900
75	278,800	364,400	414,500	465,900
76	280,200	366,400	415,900	466,900
77	281,600	368,400	417,300	467,700
78	282,800	370,100	418,700	
79	284,000	371,800	420,100	
80	285,200	373,500	421,500	
81	286,500	375,200	422,900	
82	287,700	376,700	424,200	
83	288,900	378,200	425,500	
84	290,100	379,700	426,800	
85	291,400	381,200	428,100	
86	292,600	382,700	429,300	
87	293,800	384,200	430,500	
88	295,000	385,700	431,700	

再任
用職
員以
外の
職員

89	296,200	387,200	432,900
90	297,400	388,600	434,000
91	298,600	390,000	435,100
92	299,800	391,400	436,200
93	300,800	392,900	437,300
94	302,000	394,200	438,400
95	303,200	395,500	439,500
96	304,400	396,800	440,600
97	305,400	398,200	441,700
98	306,500	399,300	442,500
99	307,600	400,400	443,300
100	308,700	401,500	444,100
101	309,600	402,600	444,900
102	310,700	403,700	445,500
103	311,800	404,800	446,100
104	312,900	405,900	446,700
105	313,800	406,800	447,300
106	314,700	407,800	447,900
107	315,600	408,800	448,500
108	316,500	409,800	449,100
109	317,500	410,700	449,700
110	318,100	411,600	
111	318,700	412,500	
112	319,300	413,400	
113	320,000	414,100	
114	320,500	414,900	
115	321,000	415,700	
116	321,500	416,500	
117	322,100	417,300	
118	322,600	418,100	
119	323,100	418,900	
120	323,600	419,700	
121	324,200	420,500	
122	324,700	421,000	
123	325,200	421,500	
124	325,700	422,000	
125	326,300	422,400	
126	326,700	422,900	
127	327,100	423,400	
128	327,500	423,900	
129	327,800	424,300	
130	328,200	424,800	
131	328,600	425,300	
132	329,000	425,800	

	133	329,200	426,200			
	134	329,500	426,700			
	135	329,800	427,200			
	136	330,100	427,700			
	137	330,500	428,100			
	138	330,800				
	139	331,100				
	140	331,400				
	141	331,700				
	142	332,000				
	143	332,300				
	144	332,600				
	145	332,900				
	146	333,200				
	147	333,500				
	148	333,800				
	149	334,000				
	150	334,300				
	151	334,600				
	152	334,900				
	153	335,100				
	154	335,400				
	155	335,700				
	156	336,000				
	157	336,200				
	158	336,500				
	159	336,800				
	160	337,100				
	161	337,300				
	162	337,600				
	163	337,900				
	164	338,200				
	165	338,400				
	166	338,700				
	167	339,000				
	168	339,300				
	169	339,500				
	170	339,800				
	171	340,100				
	172	340,400				
	173	340,600				
再任用職員		235,300	279,400	308,800	338,200	424,900

備考(1) この表は、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 教員特殊業務手当は、小学校又は中学校に所属する教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭又は講師で職務の級が教育職給料表の 1 級又は 2 級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>5 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第 1 号アの業務 <u>3,200円</u> (被害が特に甚大な非常災害(教育委員会の定めるものに限る。))の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその 100分の 100に相当する額を加算した額)</p> <p>(2) 前項第 1 号イ及びウの業務 <u>3,000円</u></p> <p>(3) 前項第 2 号の業務 <u>2,100円</u></p> <p>(4) 前項第 3 号及び第 4 号の業務 <u>1,700円</u></p> <p>6 教育業務連絡指導手当は、小学校又は中学校に所属する教諭又は養護教諭のうち、当該学校を所管する教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第 1 項の規定に基づき定めた教育委員会規則の規定により置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして教育委員会の定めるものの職務を担当する教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。</p> <p>7 [略]</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第 5 条の 3 [略]</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額を、<u>2 万 200円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3 第 1 項において「教育職員」とは、校長、教頭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものをいう。</p> <p>4 [略]</p>	<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 教員特殊業務手当は、小学校又は中学校に所属する副校長、教頭、<u>主幹教諭、指導教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭又は講師で職務の級が教育職給料表の 1 級、<u>2 級又は特 2 級</u>のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>5 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第 1 号アの業務 <u>6,400円</u> (被害が特に甚大な非常災害(教育委員会の定めるものに限る。))の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその 100分の 100に相当する額を加算した額)</p> <p>(2) 前項第 1 号イ及びウの業務 <u>6,000円</u></p> <p>(3) 前項第 2 号の業務 <u>3,400円</u></p> <p>(4) 前項第 3 号の業務 <u>3,400円</u></p> <p>(5) <u>前項第 4 号の業務</u> <u>2,400円</u></p> <p>6 教育業務連絡指導手当は、小学校又は中学校に所属する<u>主幹教諭、指導教諭</u>、教諭又は養護教諭のうち、当該学校を所管する教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第 1 項の規定に基づき定めた教育委員会規則の規定により置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして教育委員会の定めるものの職務を担当する<u>主幹教諭、指導教諭</u>、教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。</p> <p>7 [略]</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第 5 条の 3 [略]</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額を、<u>1 万 5,900円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3 第 1 項において「教育職員」とは、校長、<u>副校長</u>、教頭、<u>主幹教諭、指導教諭</u>、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものをいう。</p> <p>4 [略]</p>

別表を次のように改める。

別表 教育職給料表 (第 3 条関係)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	254,100	286,300	414,500
	2	150,300	166,500	256,900	289,400	416,100
	3	151,800	168,600	259,700	292,500	417,700
	4	153,300	170,800	262,500	295,600	419,300
	5	154,900	172,800	265,300	298,400	421,000
	6	156,800	175,000	268,000	301,500	422,600
	7	158,600	177,200	270,700	304,600	424,200
	8	160,400	179,400	273,400	307,700	425,800
	9	162,200	181,700	276,100	310,700	427,300
	10	164,300	184,500	278,800	313,600	428,700
	11	166,300	187,200	281,500	316,500	430,100
	12	168,300	189,900	284,200	319,400	431,500
	13	170,300	192,800	286,900	322,300	432,900
	14	172,500	194,500	289,600	324,600	434,300
	15	174,700	196,200	292,300	326,900	435,700
	16	176,900	197,900	295,000	329,200	437,100
	17	179,200	199,700	297,700	331,500	438,400
	18	181,800	201,400	300,400	333,800	439,800
	19	184,300	203,100	303,100	336,100	441,200
	20	186,800	204,800	305,800	338,400	442,600
	21	189,300	206,600	308,500	340,700	443,900
	22	191,000	208,500	311,200	343,000	445,300
	23	192,700	210,400	313,900	345,300	446,700
	24	194,400	212,300	316,600	347,600	448,100
	25	195,900	214,000	319,300	349,800	449,400
	26	197,500	216,000	321,700	351,700	450,700
	27	199,100	218,000	324,100	353,600	452,000
	28	200,700	220,000	326,500	355,500	453,300
	29	202,400	221,900	328,900	357,400	454,600
	30	204,100	224,600	331,100	359,300	455,800
	31	205,800	227,300	333,300	361,200	457,000
	32	207,500	230,000	335,500	363,100	458,200
	33	209,000	232,800	337,700	364,900	459,400
	34	210,700	235,700	339,800	366,700	460,300
	35	212,400	238,600	341,900	368,500	461,200
	36	214,100	241,500	344,000	370,300	462,100
	37	215,700	244,300	346,100	372,200	463,000
	38	217,400	247,100	348,100	373,800	463,900
	39	219,100	249,900	350,100	375,400	464,800
	40	220,800	252,700	352,100	377,000	465,700
	41	222,600	255,500	354,100	378,700	466,600
	42	224,400	258,100	355,900	380,300	
	43	226,200	260,700	357,700	381,900	
	44	228,000	263,300	359,500	383,500	

	45	229,900	265,900	361,300	385,100
	46	231,600	268,500	363,000	386,700
	47	233,300	271,100	364,700	388,300
	48	235,000	273,700	366,400	389,900
	49	236,700	276,300	368,100	391,400
	50	238,400	278,900	369,800	392,900
	51	240,100	281,500	371,500	394,400
	52	241,800	284,100	373,200	395,900
	53	243,300	286,600	374,900	397,500
	54	245,000	289,200	376,400	398,900
	55	246,700	291,700	377,900	400,300
	56	248,400	294,200	379,400	401,700
	57	250,000	296,500	380,900	403,200
	58	251,500	299,200	382,300	404,600
	59	253,000	301,900	383,700	406,000
	60	254,500	304,600	385,100	407,400
	61	256,100	307,100	386,500	408,700
	62	257,600	309,600	387,800	410,100
	63	259,100	312,100	389,100	411,500
	64	260,500	314,600	390,400	412,900
	65	261,800	317,000	391,700	414,100
	66	263,400	319,200	392,900	415,300
	67	265,000	321,400	394,100	416,500
	68	266,600	323,600	395,300	417,700
	69	268,300	325,900	396,500	418,800
	70	269,800	328,100	397,700	420,000
	71	271,300	330,300	398,900	421,200
	72	272,800	332,500	400,100	422,400
再任 用職 員以 外の 職員	73	274,100	334,700	401,300	423,400
	74	275,400	336,900	402,400	424,200
	75	276,700	339,100	403,500	425,000
	76	278,000	341,300	404,600	425,800
	77	279,400	343,300	405,700	426,700
	78	280,600	345,200	406,700	427,500
	79	281,800	347,100	407,700	428,300
	80	283,000	349,000	408,700	429,100
	81	284,300	350,800	409,700	429,900
	82	285,500	352,600	410,500	430,600
	83	286,700	354,400	411,300	431,300
	84	287,900	356,200	412,100	432,000
	85	289,000	357,900	412,900	432,700
	86	290,000	359,600	413,700	433,400
	87	291,000	361,300	414,500	434,100
	88	292,000	363,000	415,300	434,800

89	293, 100	364, 700	416, 100	435, 500
90	294, 000	366, 100	416, 800	436, 200
91	294, 900	367, 500	417, 500	436, 900
92	295, 800	368, 900	418, 200	437, 600
93	296, 500	370, 400	418, 900	438, 100
94	297, 300	371, 700	419, 600	
95	298, 100	373, 000	420, 300	
96	298, 900	374, 300	421, 000	
97	299, 800	375, 700	421, 700	
98	300, 600	376, 800	422, 300	
99	301, 400	377, 900	422, 900	
100	302, 200	379, 000	423, 400	
101	303, 100	380, 200	423, 900	
102	303, 600	381, 300	424, 500	
103	304, 100	382, 400	425, 100	
104	304, 600	383, 500	425, 600	
105	305, 100	384, 500	426, 100	
106	305, 500	385, 500	426, 700	
107	305, 900	386, 500	427, 300	
108	306, 300	387, 500	427, 800	
109	306, 500	388, 400	428, 300	
110	306, 900	389, 400		
111	307, 300	390, 400		
112	307, 700	391, 400		
113	307, 900	392, 200		
114	308, 200	393, 100		
115	308, 500	394, 000		
116	308, 800	394, 900		
117	309, 100	395, 900		
118	309, 400	396, 700		
119	309, 700	397, 500		
120	310, 000	398, 300		
121	310, 200	399, 100		
122	310, 500	399, 900		
123	310, 800	400, 700		
124	311, 100	401, 500		
125	311, 300	402, 200		
126		402, 900		
127		403, 600		
128		404, 300		
129		405, 100		
130		405, 800		
131		406, 500		
132		407, 200		

133			407,700			
134			408,300			
135			408,900			
136			409,500			
137			409,900			
138			410,500			
139			411,100			
140			411,700			
141			412,100			
142			412,700			
143			413,300			
144			413,900			
145			414,300			
146			414,900			
147			415,500			
148			416,100			
149			416,500			
150			417,100			
151			417,700			
152			418,300			
153			418,700			
再任用職員		226,400	276,000	303,700	331,300	414,600

- 備考(1) この表は、中学校又は小学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和34年宮崎県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(漁ろう実習指導等業務手当)</p> <p>第 4 条 漁ろう実習指導等業務手当は、県立宮崎海洋高等学校に勤務する教諭及び実習助手が、同校の実習船に乗り組み、水産に関する観測、調査、試験、実習指導等の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第 5 条 教員特殊業務手当は、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が給与条例別表第 3 イの 2 級又は 1 級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第 1 号アの業務 3,200 円 (被害が特に甚大な非常災害(教育委員会の定めるものに限る。)の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその 100 分の 100 に相当する額を加算した額)</p> <p>(2) 前項第 1 号イ及びウの業務 3,000 円</p> <p>(3) 前項第 2 号の業務 2,100 円</p> <p>(4) 前項第 3 号及び第 4 号の業務 1,700 円</p> <p>(5) 前項第 5 号の業務 900 円</p> <p>(教育業務連絡指導手当)</p> <p>第 6 条 教育業務連絡指導手当は、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する教諭又は養護教諭のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第 162号)第 33 条第 1 項の規定に基づき定めた教育委員会規則の規定により置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして教育委員会の定めるものの職務を担当する教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(漁ろう実習指導等業務手当)</p> <p>第 4 条 漁ろう実習指導等業務手当は、県立宮崎海洋高等学校に勤務する<u>主幹教諭、指導教諭、教諭</u>及び実習助手が、同校の実習船に乗り組み、水産に関する観測、調査、試験、実習指導等の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第 5 条 教員特殊業務手当は、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する<u>副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手</u>又は寄宿舎指導員で職務の級が給与条例別表第 3 イの<u>特 2 級、2 級</u>又は 1 級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第 1 号アの業務 6,400 円 (被害が特に甚大な非常災害(教育委員会の定めるものに限る。)の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその 100 分の 100 に相当する額を加算した額)</p> <p>(2) 前項第 1 号イ及びウの業務 6,000 円</p> <p>(3) 前項第 2 号の業務 3,400 円</p> <p>(4) 前項第 3 号の業務 3,400 円</p> <p><u>(5) 前項第 4 号の業務 2,400 円</u></p> <p><u>(6) 前項第 5 号の業務 900 円</u></p> <p>(教育業務連絡指導手当)</p> <p>第 6 条 教育業務連絡指導手当は、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する<u>主幹教諭、指導教諭、教諭</u>又は養護教諭のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第 162号)第 33 条第 1 項の規定に基づき定めた教育委員会規則の規定により置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして教育委員会の定めるものの職務を担当する<u>主幹教諭、指導教諭、教諭</u>又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 [略]</p>

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第 4 条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年宮崎県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、<u>副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師</u>(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、<u>実習助手及び寄宿舎指導員</u>をいう。</p>

(教育職員の教職調整額の支給)

第 3 条 教育職員（校長及び教頭を除く。第 7 条において同じ。）
には、その者の給料月額の 100 分の 4 に相当する額の教職調整額
を支給する。

2 [略]

(教育職員の教職調整額の支給)

第 3 条 教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。第 7 条において
同じ。）には、その者の給料月額の 100 分の 4 に相当する額の教
職調整額を支給する。

2 [略]

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条中市町村立学校職員の給与等に関する条例第4条第5項の改正規定、第3条中県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第5条第2項の改正規定及び附則第3項の規定は公布の日から、第2条中市町村立学校職員の給与等に関する条例第5条の3第2項の改正規定は平成21年1月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例第4条第5項及び第3条の規定による改正後の県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第5条第2項の規定は、平成20年10月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第2条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例第4条第5項及び第3条の規定による改正後の県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第5条第2項の規定を適用する場合においては、第2条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例及び第3条の規定による改正前の県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、それぞれ第2条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例及び第3条の規定による改正後の県立学校の特殊勤務手当に関する条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。